

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	中心市街地において『にぎわい』と『憩い』を創出し、市全体として活力ある地域をめざすことを記載している。(1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針 及び 3.中心市街地の活性化の目標 参照)
	認定の手続き	中心市街地活性化協議会を設立し、当計画の内容について協議を行っている。(9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項[3]中心市街地活性化協議会に関する事項 参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域に関しては、中心市街地の各要件を満たしている。(2.中心市街地の位置及び区域 [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照)
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	検討委員会の設置、横断的プロジェクトチームの設置等による市町村の推進体制の整備、中心市街地活性化協議会、市観光まちづくり株式会社、商店主、商工会議所等と十分連携して地域ぐるみでの取り組みについて記載している。(9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	準工業地域における特別用途地区の活用について、取り組みを進めているとともに、昭和の町を通過する都市計画道路の廃止をしている。(10.中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	

<p>第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと</p>	<p>目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること</p>	<p>いとおしく懐かしいおまちー飛躍ー・高 齢者が楽しいおまちー進化ー・市民がうれ しいおまちー創造ーを達成するために、市街 地の整備改善、都市福利施設の整備、観光 振興、商業活性化、公共交通に関連する事 業を4から8までに記載している。</p>
	<p>基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること</p>	<p>第1期基本計画・ニーズを分析し、まち なかに『憩い』、『にぎわい』、『魅力』を創 出して、中心市街地の活性化を図る事業を 登載している。</p>
<p>第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること</p>	<p>事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと</p>	<p>すべての事業について、事業主体を明確 にしている。</p>
	<p>事業の実施スケジュールが 明確であること</p>	<p>すべての事業について、スケジュールを 明確にしている。</p>